

令和6年度豊科高等学校消防設備点検業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検（以下「点検」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による非常用の照明装置、排煙設備及び防火設備の定期点検（以下「定期点検」という。）に際し、業務の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

2 業務の対象

点検及び定期点検（以下「点検等」という。）の対象施設は、次に掲げる建築物とする。

所在地	安曇野市豊科2341
名称	長野県豊科高等学校
用途	高等学校

3 点検の時期

点検作業は7月～9月及び2月～3月に外観点検及び機能点検を実施し、7月～9月には総合点検を合わせて実施する。

日程については発注者と日程調整を行う。

4 点検設備

別添「消防用設備一覧」による。

点検に際し、「消防用設備一覧」に記載漏れ又は誤記載が有る場合は、速やかに発注者に報告する。

5 点検方法

(1) 点検の基準

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」による。

(2) 点検者の資格

「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成16年消防庁告示第10号）」に沿い、消防設備士又は消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者とする。

(3) 自動火災報知器

ア 全ての器具について実際に作動するか点検する。

イ 受信機ディスプレイに区画毎に正確に受信されることを確認する。

- (4) 非常警報装置（非常放送設備）
 - ア 作動状況を確認する。
- (5) 消火器
 - ア 容器の強度、蓄圧量、粉末の固化状態、使用期限を確認する。
- (6) 屋内消火栓
 - ア ポンプの起動スイッチ、表示ランプ、連絡用電話の通話確認を行う。
 - イ ホースの劣化の度合いについて点検し、使用期限を確認する。
- (7) 避難器具
 - ア 設置状況及び、使用する場合に使用場所が確保されているか点検する。
- (8) 誘導灯
 - ア 点灯を確認する。
 - イ 蓄電池不良があれば速やかに報告する。
- (9) 防火戸
 - ア 扉毎に点検し、ワイヤーの状態を確認する。
 - イ 受信機に反応する防火扉等は、受信機への反応状況を点検する。

6 点検業務に係る留意事項

- (1) 各設備点検後は必ず復旧し、設備ごとに点検者名及び点検年月日を記載のうえ、シールなどで貼る。
- (2) 設備の故障があった場合は速やかに発注者へ報告し、法令違反等が認められた場合は報告書にその旨記載する。
- (3) 本校の校内総合消防訓練に際しては、本校からの依頼がある場合には、技術者を派遣して訓練補助にあたる。
- (4) 点検の結果についての報告書の様式は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」による。
- (5) 点検報告書は「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」の規定に基づき2部作成し、消防署で受理後の副本を当校に提出する。
- (6) 受託者は、委託者からの次の故障・緊急対応の連絡が取れる体制を整備し、連絡があった時は速やかに適切な処置が実施出来ること。なお、部品交換等の修繕費用が発生する場合は別途とする。
 - ア 火災その他により設備が作動した場合
 - イ 火災受信機が異常・警報を発した場合
 - ウ 事故等により消防用設備に異常、支障が生じた場合